

各構成員におけるCCUSの取組について

■「CCUS活用モデル工事」の実施率結果

対象年	実施率（モデル工事として取組んだ工事）					
	①全体工事件数当りのモデル工事の実施率			②発注者指定型の対象工事件数当りのモデル工事の実施率		
	全体の工事件数 （モデル工事対象 外工事も含む）	モデル工事として 取組んだ工事件 数	実施率①	対象工事件数 （Aランク工事）	モデル工事とし て 取組んだ工事件 数	実施率②
	(A) 全体件数	(B) 実施件数	(B/A) 実施率	(C) 対象件数	(B) 実施件数	(B/C) 実施率
R6	973	193	19.8%	364	193	53.0%

静岡県におけるCCUSの活用促進に向けた取組

- 1 静岡県建設キャリアアップシステム活用工事の実施
- 2 競争入札参加資格 総合点数(主観点)加点
- 3 総合評価落札方式における加点

1 静岡県建設キャリアアップシステム活用工事①

◆ 建設キャリアアップシステム活用工事の実施方法

時 期	令和4年4月1日から試行開始
実施方法	受注者希望型(発注者は対象工事に特記仕様書を添付)
確認方法	(受注者) 施工計画書に記載し活用申請 (発注者) 工事完成時にCCUSから出力される「現場・契約情報」で 就業履歴登録等を確認(総合評価と同一方法)
工事成績	創意工夫の項目で評価(1点加点) 基準未達成の場合も減点なし (総合評価で活用申請した者が履歴登録等の確認ができな かった場合は減点)
費 用	CCUS活用工事にかかる費用(登録費用、機器設置費用、現 場利用料等)は 受注者負担

1 静岡県建設キャリアアップシステム活用工事②

◆ 建設キャリアアップシステム活用工事の試行実績

年度	状 況	実 績
令和4年度	活用希望有り	109件
	(うち実績有り)	47件
令和5年度	活用希望有り	148件
	(うち実績有り)	51件
令和6年度	活用希望有り	218件
	(うち実績有り)	43件

2 競争入札参加資格 総合点数(主観点)加点

◆ 格付における総合点数(主観点項目)での加点

- ・土木一式、建築一式、電気、管の4業種が対象
- ・建設キャリアアップシステムの事業者登録している者に加点(10点)

令和7・8年度定期申請におけるCCUS加点状況(R7.4.1) 上段:CCUS加点者数、下段:全体数

業種	全体	A等級	B等級	C等級	D等級
土木一式	939 (1,648)	240 (264)	215 (303)	274 (473)	210 (608)
建築一式	405 (746)	173 (224)	66 (134)	100 (179)	66 (209)
電気	287 (580)	191 (325)	54 (115)	42 (140)	
管	430 (770)	209 (294)	116 (199)	105 (277)	
計	2,061 (3,744)	813 (1,107)	451 (751)	521 (1,069)	276 (817)

3 総合評価落札方式における加点

◆ 建設キャリアアップシステム活用申請を評価

- ・当該工事におけるCCUS活用申請があった場合に評価(0.5点)
- ・受注者は、施工計画書に建設キャリアアップシステム情報を記載

〔施工計画書〕

建設キャリアアップシステム情報	
事業者ID(事業者登録)	
現場ID(当該工事)	
就業履歴登録開始予定日(当該工事)	

- ・工事完成時に現場就業履歴登録状況を確認(CCUS活用工事と同一)
- ・確認出来ない場合は工事成績評価において減点

令和8・9年度入札参加資格審査申請（建設工事）における建設
キャリアアップシステム（CCUS）の登録状況の加点について

令和8・9年度入札参加資格審査申請において、総合点数の算定基礎となる
成績評価点数の項目の1つとして、引き続き『建設キャリアアップシステム登
録状況点数』を採用。

建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録をしている場合は10点
を加点。

<総合点数の算出>

総合点数 = 経営事項評価点数（総合評定値） + 成績評価点数

<成績評価点の算出>

成績評価点数 = 工事成績評定点数 + 優良工事表彰点数 + 地域貢献点数
+ 社会的取組評価点数
+ 建設キャリアアップシステム登録状況点数
- 指名停止等経歴点数

令和8・9年度入札参加資格審査申請の詳細は、建設総務課 HP をご確認ください。

【建設総務課 HP】

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/sankasikakuannai89.html>

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用に関する評価基準について

1. 対象工事

2023年4月1日以降に契約する、建設局及び都市・交通局の発注する工事(工事成績評定のない工事は除く)

2. 評価基準

受注者が、①の評価対象項目を達成した場合、工事成績評定表の「5.創意工夫」において1点加点する。
②～⑤の評価対象項目を全て達成した場合、さらに2点加点する。なお、条件を全て満たさない場合であっても、工事成績の減点は行わない。

評価対象項目	判断基準	配点
①事業者登録	元請のみ(下請の登録は求めない)	1点
②CCUS活用の申し出	工事着手までに工事打合せ簿により提出	2点
③技能者登録	1名以上	
④現場登録(管理者ID(現場管理者)登録)	当該現場の登録	
⑤現場へのカードリーダー設置	利用状況が確認できること(利用回数は問わない)	

※事業者登録済、技能者登録済の場合も、基準を満たしているものとする

3. 実施状況の確認方法

受注者は、工事完了時に、CCUS活用状況を確認できる資料を発注者に提出する。

評価対象項目	確認できる書類の例
事業者登録	就業履歴一覧(月別カレンダー)等
技能者登録	
管理者ID(現場管理者)登録	現場・契約情報等
カードリーダーの設置(利用状況)	就業履歴一覧(月別カレンダー)等

4. その他

CCUSに係る費用(登録、機器設置費用、現場利用料等)の積み上げ計上は行わない

【用語の定義】

下 請 … 建設業法第2条第5項に規定する下請負人
 技 能 者 … 元請事業者及び下請事業者の現場従事者
 事 業 者 登 録 … CCUSに事業者を登録すること
 技 能 者 登 録 … CCUSに技能者を登録すること
 管理者ID(現場管理者)登録 … 元請負事業者がCCUSに現場管理者を登録すること
 カ ー ド リ ー ダ ー … CCUSに対応したICカードリーダー



三重県発注の建設工事の入札に参加される皆様へ お知らせ

建設キャリアアップシステム活用モデル工事を拡大します！

三重県ではCCUSの更なる活用促進に向けて、**令和7年度から県土整備部(各建設事務所・下水道事務所)が発注する全ての工事**を活用モデル工事の対象とします。

令和7年度からのCCUS活用モデル工事取組

対象工事

① 県土整備部(各建設事務所・下水道事務所)発注工事

全ての工事(事務所が指定するもの)

R7年度
から拡大

② 県土整備部(営繕課)発注工事

「建築一式Aランク、A・Bランク対象工事」

「電気Aランク対象工事」、「管Aランク対象工事」

R7年度
から追加

において営繕課が指定する工事

③ 受注者申出モデル工事(上記以外で受注者の申出によりモデル工事とする工事)

参加資格

・元請事業者のCCUS登録(有効期限切れがないこと)

現場条件

・受注した工事のCCUS登録、カードリーダーの設置、アンケート調査の協力

工事成績の加点

・「登録事業者率 90%以上」「登録技能者率 80%以上」

の両方を達成した場合に、創意工夫で1点を加点

・登録事業者率と登録技能者率は、元請事業者と下請事業者を含めて評価

指標	基準	指標の定義
登録事業者率	90%	当該工事の施工体系図に記載のある、 (元請事業者+CCUS登録した下請事業者数) / (元請事業者+下請事業者数)
登録技能者率	80%	当該工事の作業員名簿に記載のある、 (CCUS登録した技能者数) / (全技能者数) ※元請下請含む

・一人親方は登録技能者率のみ評価対象とし、登録事業者率の評価対象としません。
・現場代理人および元請下請の技術者(主任技術者等)は登録技能者率の算定対象となる技能者には含みません。

「CCUS活用工事の推進」は、
三重県建設業活性化プラン2024の取組方針「労働環境の改善」に位置付けられています。

CCUSの登録や利用方法等についての詳細は、建設キャリアアップシステム
ホームページ(建設業振興基金ホームページ)をご覧ください

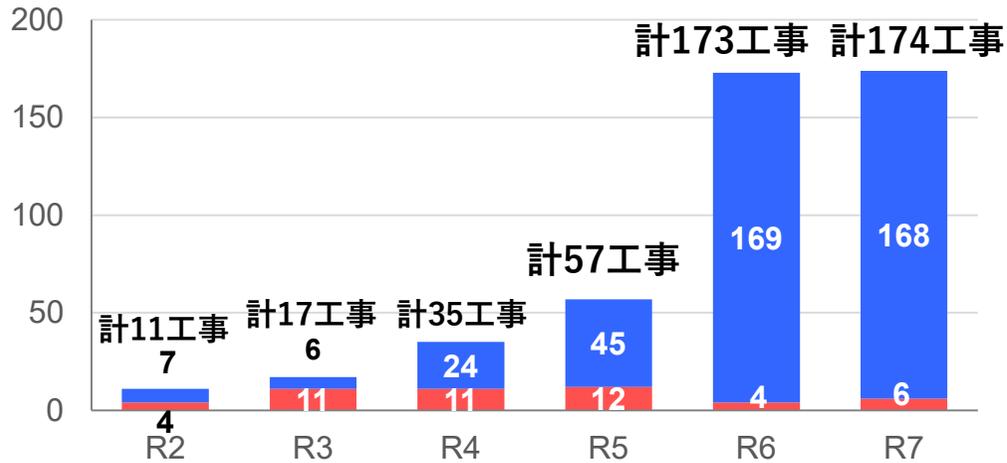


【令和7年度】CCUSモデル工事の実施状況

令和7年度CCUSモデル工事の実施方針

- 一般土木（WTO）
 - ・ 義務化モデル工事を適用
- 一般土木（WTO）以外
 - ・ 活用推奨モデル工事を適用
 - ・ 建設業界の要望や理解の状況・関係者の意見を十分踏まえ対象工事を選定
 - ・ 一般土木工事、鋼橋上部工事、アスファルト舗装工事の全てをCCUS対象として発注

■ CCUSモデル工事の実施状況推移



令和7年度工事（暫定）

- 一般土木工事 = 133工事
- アスファルト舗装工事 = 23工事
- 鋼上部工事 = 12工事
- 一般土木(WTO) = 2工事
- 鋼上部工事(WTO) = 4工事

<義務化モデル工事の内訳>

県	義務化モデル工事						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
愛知県	1	5	2	5	1	0	14
岐阜県	3	2	7	5	2	0	19
三重県	0	2	1	0	0	3	6
静岡県	0	1	0	1	1	3	6
長野県	0	1	1	1	0	0	3
合計	4	11	11	12	4	6	48

<活用推奨モデル工事の内訳>

県	活用推奨モデル工事						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
愛知県	3	3	15	11	24	38	94
岐阜県	0	1	4	6	39	37	87
三重県	0	0	0	8	28	22	58
静岡県	4	2	5	20	78	71	180
長野県	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	6	24	45	169	168	419

建設キャリアアップシステム処遇改善推進中部協議会

建設産業専門団体中部地区連合会
副会長・事業本部長 伊藤 順一

建設業の最先端（現場）で働く技能労働者の処遇を改善するために CCUS を推進する

他の産業（508 万円）と建設業（432 万円）を比べると平均年収で 76 万円の差がある

2024 年度から 2029 年度までに全産業を上回る賃金上昇を達成することを目指しているとお聞きしています

我々専門工事団体は各種別建設キャリアアップシステム（CCUS）レベル別収入を改訂しました

中部地区の全職種の CCUS レベル別収入は下記の通りであります

レベル 1 408 万円（基準値）～555 万円（目標値）

レベル 2 446 万円（基準値）～623 万円（目標値）

レベル 3 472 万円（基準値）～685 万円（目標値）

レベル 4 584 万円（基準値）48 万円／月～763 万円（目標値）63 万円／月

目標値以上の支払いを我々は目指し、そして 15%減の基準値以上の支払いを元請けにはお願いしたいです

元請けは発注者に理解して頂いて、我々技能労働者の適正賃金を確保した上での、それ以外の要素で競争して頂き、労務費を減額する行為をやめて頂きたいです

元請けは発注者に対して適正な労務費を確保して契約して頂きたいです

技能労働者の処遇改善が担い手確保につながります

元請けは CCUS の就業履歴を蓄積するカードリーダーをどこでも設置して頂きたい

CCUS 本来の目的は技能者の処遇の改善をし、それによって担い手の確保につながります

いずれ CCUS と建退共はリンクして行く方向であると聞いています

宜しくお願い致します